社会福祉法人○○○会　評議員会議事録

令和○○年○○月○○日、理事長○○○○が、評議員に対して評議員会の目的である事項（議案）についての提案を行い、当該議案について、評議員全員から書面（又は電磁的記録）による同意の意思表示を得た。また、評議員会に報告すべき事項についての通知を行い、当該報告事項について、評議員全員から書面（又は電磁的記録）による同意の意思表示を得た。

このため、社会福祉法第45条の９第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び第195条の規定に基づき、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなし、また、当該報告事項の評議員会への報告があったものとみなし、評議員会の開催を省略した。

以上の経過を明らかにするため、社会福祉法施行規則第２条の15第４項第1号及び第２号の規定に基づき、本議事録を作成する。

１　評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

*議案名記載*

*議案の概要記載*

２　１の事項の提案をした者の氏名

　　理事長　〇〇　〇〇

３　評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(1) ○○○○について

(2) ○○○○について

４　評議員会の決議及び報告があったものとみなされた日

　　令和○○年○○月○○日

５　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

　　○○　○○

**【参考】**

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年６月２日法律第48号)**

（評議員会の決議の省略）

**第194条**　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

２　社会福祉法人は、前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（略）

４　第１項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

（評議員会への報告の省略）

**第195条**　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

**社会福祉法施行規則(昭和26年６月21日厚生省令第28号)**

（評議員会の議事録）

**第２条の15**法第45条の11第１項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

（略）

４　次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

　一　法第45条の９第10項において準用する一法第194条第１項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ　評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ　イの事項の提案をした者の氏名

ハ　評議員会の決議があつたものとみなされた日

ニ　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

二　法第45条の９第10項において準用する一法第195条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ　評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ　評議員会への報告があつたものとみなされた日

ハ　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名